

社会福祉法人長野県共同募金会の役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給基準)

第2条 役員には、次の通り報酬を支給する。

- 2 常勤の役員として勤務する会長に支給する報酬は、別記1のとおりとする。
- 3 監事に支給する報酬は、別記2のとおりとし、勤務した日に支給する。
- 4 本会職員等就業規則に規定する職員である常勤の役員には、報酬を支給しない。
- 5 第2項から第4項に規定する役員以外の役員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第3条 常勤の役員として勤務する会長の報酬総額は、年間150万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間35万円以内とする。

(報酬の支給方法等)

第4条 第2条第2項に規定する報酬のうち、月額によるものは毎月、日額によるものは勤務した日の属する月の翌月に支給する。その他の支給条件、支給方法及び支給期日は、本会職員給与規程の例による。

(月額報酬の日割り計算)

第5条 月額報酬について、月の中途において選任された場合は、その当日から、辞任又は解任した場合は、その当日までを日割りによって計算する。なお、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(実施細則)

第8条 この規程に基づく報酬等の支給に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 従前の社会福祉法人長野県共同募金会役員報酬規程は、平成29年6月30日限りで廃止する。

別記1 (第2条第2項関係)

| | | |
|-----|----|---------|
| 報酬額 | 月額 | 50,400円 |
| | 日額 | 12,600円 |

別記2 (第2条第3項関係)

| | | |
|-----|----|---------|
| 報酬額 | 日額 | 12,400円 |
|-----|----|---------|